

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月、同年3月及び平成5年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月及び同年3月
② 昭和63年8月から平成2年4月まで
③ 平成5年1月から同年3月まで
④ 平成12年6月から同年9月まで

会社を辞めた後は、毎回、私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。過去に2回は未納分についての書類が届いたので、A社会保険事務所（当時）に出向き、まとめて納付したこともあるが、未納が無いようにきちんと納付してきた。私は、「年金は納めるべきもの」と思っており、納付書が届けば必ず納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録及びB市の記録によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した昭和60年11月から申立期間①直前の61年1月までの期間及び申立期間①直後の同年4月から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の同年10月までの期間の保険料は、現年度で納付されていることが確認できることから、前後の期間の保険料を現年度納付しながら、2か月と短期間である申立期間①の保険料のみ納付していないのは不自然である。

また、オンライン記録によると、申立期間①直前の昭和60年12月及び61年1月の保険料は、当時未納とされていたが、63年2月に納付済みに変更処理が行われていることが確認できるなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかった状況がうかがわれる。

2 申立期間③については、戸籍及びその附票によると、申立人は当該期間中の平成5年3月にB市からC市に転入し、婚姻（同年3月＊日）したとされており、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、同年3月に同市において住所変更及び氏名変更が行われ、被保険者資格を再度取得した日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月21日とされていることが確認できることから、申立人は住所変更等の手続に併せて国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったとみられる。

また、オンライン記録及びC市の記録によると、申立期間③直後の平成5年度及び6年度の保険料は納付済みとされている上、申立期間当時、同市では、前住所地で現年度保険料が未納であった場合は、その未納に係る納付書を発行していたとしていることから、同市で申立期間③の保険料を現年度納付したと考えても不自然ではない。

3 申立期間②及び④については、オンライン記録によると、それぞれの申立期間に係る国民年金被保険者資格は、申立期間②が平成11年3月26日に、申立期間④が14年3月5日に追加処理されていることが確認できる上、B市の記録においても、いずれの期間も申立人が当該期間中に国民年金被保険者資格を取得した形跡は見受けられない。これらのことから、申立人は、申立期間②及び④当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②は、当該期間に係る追加処理が行われた時点では、既に時効が成立しており、保険料を遡って納付することはできず、申立期間④は、当該期間に係る追加処理が行われた時点において、保険料を遡って納付することは可能であったものの、オンライン記録によると、当該期間直後の平成12年10月から13年3月までの期間の保険料が時効間際の14年11月6日に過年度納付されていることが確認できること、及び申立人は過去に未納分をまとめて納付したことがあり、この時に一部時効により納付できなかった期間もあったと思うと述べていることなどを考え合わせると、申立期間④の保険料も時効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立期間②及び④について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡等は見当たらない上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月、同年3月及び平成5年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

当時は、役所から依頼があり、地区の婦人会で国民年金保険料を集金していたので、家族の分をまとめて婦人会に納付していた。

私は青年会の会長を務め、母も婦人会の会長を務めていたことがあり、周りの人に勧める立場でもあったので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30年以上の長期にわたる国民年金加入期間のうち、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、申立期間は18か月と比較的短期間であるほか、昭和46年1月以降60歳到達までの期間については付加保険料を継続して納付しており、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、当時、婦人会で保険料を集金していたとしているところ、A市では、昭和37年度以降は婦人会等の納付組織が国民年金保険料を集金していたことが確認できることなどから、当時の状況は申立人の記憶とも一致している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年12月頃に母親と連番で払い出されており、申立人の国民年金の加入手続は母親と同時に行われたものとみられるところ、申立期間について、母親の保険料は納付済みとされていることから、申立人についても保険料が納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び39年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から41年3月まで

母親が昭和36年4月頃に国民年金加入手続を行い、私が国民年金保険料を含めた生活費を母親に渡し保険料を納めてもらっていたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は母親が昭和36年4月頃に国民年金加入手続を行ったところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月に払い出されていることから、この頃に被保険者資格の取得日を同年4月1日とする申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、申立期間①及び②の保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間①は1年間、申立期間②は2年間であり、これらの期間の前後となる昭和36年度、38年度及び昭和41年4月から48年8月までの期間(申立人は同年9月に厚生年金保険被保険者資格を取得。)の保険料については、納付済みとされている上、納付日が確認できる41年4月から48年3月までの期間の保険料については現年度納付されている。

さらに、申立人は申立期間①及び②当時、生活状況に特に変化は無かったとしており、申立期間①及び②の保険料を納付できなかった事情も見当たらないことから、前後の期間と同様に申立期間①及び②についても保険料を納付していたとしても不自然ではない。

加えて、申立人が当時居住していたA市の保険料の徴収方法は集金人の訪問による印紙検認方式であったところ、申立人は母親が申立期間①及び②の保険

料を集金人に納付し、母親が保険料を納付した際には検認印の押された国民年金手帳を見せてもらったとしていることから、申立人の記憶する保険料納付方法は当時の同市における徴収方法と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私が年金をもらう時には年金がもらえないかもしれないという話を聞き、当時は個人年金を掛けていて国民年金保険料を納付していなかったが、平成4年12月にA社に就職した時、過去に国民年金保険料の未納がある人は保険料を納付するようと言われ、同社に就職後、B市役所で申立期間の保険料を1年分まとめて納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は20歳に到達した平成元年*月以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人はA社就職後の平成4年12月から5年4月までの間に、申立期間の保険料1年分をまとめてB市役所で納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出整理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は元年10月頃に行われたものとみられることから、申立期間の保険料については、申立人が主張する時期にまとめて現年度納付することが可能であった上、同市によれば、申立期間当時、同市役所内の銀行の派出所であれば、現年度納付することは可能であったとしていることから、申立人の主張に不自然さはない。

さらに、申立人は申立期間の保険料としてまとめて納付した金額は10万円前後であったとしており、これは実際の保険料額である11万6,400円とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

夫が家族の国民年金の加入手続と保険料納付を行っていた。申立期間については、夫は納付済みとされており、私だけが未納ということはありません。夫は亡くなり、保険料納付が分かる資料は何も無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から56年9月までの国民年金加入期間において申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする夫は、申立人と同様に国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月の49年*月までの国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金保険料は夫が自身の分と一緒に納付していたところ、夫婦の納付記録を見ると、納付日が確認できる昭和41年度、42年度、昭和44年1月から同年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び同年7月から47年3月までの期間の保険料については、いずれも同一日に納付されており、これら期間のうち42年1月から同年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び同年7月から47年3月までの期間は過年度納付されていることから、夫は保険料の未納を生じないように努めていたことがうかがわれる。

加えて、申立人が主張するとおり、夫は、申立期間は納付済みとされており、当該期間の保険料は昭和50年2月13日に納付されていることから、第2回特

例納付を利用して納付したものとみられる。このことから、前述のとおり、保険料の納付意識が高く、未納期間が生じないように努めていた夫が申立人の申立期間の保険料についても第2回特例納付を利用して一緒に納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月

私が20歳になってから父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も父親が母親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続は父親が行い、加入後の保険料も父親が母親の分と一緒に納付してくれていたとしているところ、母親の納付記録を見ると、国民年金に任意加入した昭和52年7月から60歳到達までの国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において保険料の未納は無いほか、複数年にわたり前納していることが確認できることから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から昭和59年12月頃にA市で行われたものとみられ、その加入手続の際に資格取得日を遡って58年*月*日(20歳到達時)とする事務処理がなされたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付することが可能であった。

加えて、オンライン記録を見ると、「納付書作成 昭60.1.21」と記録されており、この納付書が作成された時期からすると、その納付対象期間は、昭和58年3月から59年3月までの期間とみられる上、申立人の納付記録によると、申立期間直後の58年4月から59年3月までの保険料が過年度納付されている

ことが確認できる。このため、前述のとおり、納付意識の高かった父親が、過年度納付が可能であった58年3月から59年3月までの期間のうち、申立期間の保険料のみ未納としたとは考え難く、父親は、申立期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年12月まで
② 昭和49年7月から50年3月まで
③ 平成14年3月

私は大学を卒業し、A市B区に住んでいた昭和46年4月頃に国民年金に加入した。加入後の申立期間①の国民年金保険料については、同市で仕事をしながら3か月ごとに数百円の保険料を納付していた覚えがあり、全て納付したはずである。申立期間②については、C市D区で私の母親が納付していた。申立期間③については、同市E区で私の元妻が口座引落で保険料を納付していたはずである。申立期間②及び③については、前後の期間は保険料が納付済みなのにこの期間だけ未納とは考えられない。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A市B区に住んでいた昭和46年4月頃に国民年金に加入し、3か月ごとに数百円の保険料を納付したとしているものの、申立人は、国民年金の加入手続場所、保険料の納付金額及び納付場所については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月26日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年2月12日と記載されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って44年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われ

たものとみられる。この48年2月の加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち46年4月から47年3月までの保険料については過年度納付が、申立期間①のうち同年4月から同年12月までの保険料については現年度納付が可能であったものの、申立人は、加入後は3か月ごとに数百円の保険料を納付していたとしており、保険料をまとめて現年度納付したことや、遡ってまとめて金融機関で納付した記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立人が所持する国民年金手帳の「変更後の住所」欄を見ると、申立人は、昭和49年6月14日にC市D区へ、50年3月11日に同市E区へ住所変更したことが確認できる。申立人は、申立期間②当時は、同市D区に両親と居住しており、申立期間②の保険料は、母親が納付していたとしているところ、母親の住所が記載してある国民年金被保険者台帳を見ると、申立人の変更後の住所と一致していることが確認できることから、母親が申立人の申立期間②の保険料を同区で納付することは可能であった。

また、申立期間②当時、申立人と同居していたとする母親の納付記録を見ると、昭和48年1月に任意加入被保険者として国民年金に加入してから60歳到達時の前月までの期間及び61年6月から65歳到達時の前月までの期間の申立期間②を含む国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和49年度国民年金印紙検認記録」欄の4月から6月の各月欄には、「検認 49. 7. 29 C市D4」とC市D区の検認印が押され、現年度納付されていることが確認できることから、同様に現年度納付が可能であった申立期間②の保険料も保険料の納付意識が高かった母親が、自身の分と一緒に現年度納付したと考えても不自然ではない。

3 申立人は、申立期間③の保険料納付に直接関与しておらず、これを行っていた元妻が当該期間の保険料は口座振替で納付していたとしており、C市が保管する国民年金口座振替対象者一覧表によると、申立人の国民年金保険料の引き落とし指定口座はF銀行G支店の申立人名義の口座であったことが確認できる。この申立人の国民年金保険料引き落とし指定口座の顧客取引履歴異動明細を見ると、申立人及びその元妻の申立期間③の前月の保険料が口座引き落としされているものの、申立期間③の保険料が口座から引き落とされた形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、「納付書作成 平15. 3. 20」と記載されていることから、この作成された納付書は申立期間③の保険料とみられるが、当該期間の保険料納付を行ったとする元妻と連絡が取れず、元妻が当該納付書により申立人の保険料を納付したかどうか確認することができない上、元妻も申立期間③の保険料は未納とされている。

4 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年3月まで

私が婚姻（昭和49年1月）後、義母が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、義母が家族の分全てを集金人に納付していた。時期は覚えていないが、集金人と義母が、今なら、保険料を20歳まで遡って納付できると話していたことを聞いていた。その後、義母から申立期間全部の保険料を納付したと言っていたことを覚えている。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く35年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人、申立人の夫、申立人の義父及び申立人の義弟の保険料を納付していたとする申立人の義母は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間に未納は無い上、申立人の夫、申立人の義父及び申立人の義弟の納付記録を見ると、申立人の夫(39年5月から同年12月までを除く。)、申立人の義父及び申立人の義弟は国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人の義母の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和44年*月*日(20歳到達時)として49年5月30日にA市で払い出されていることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものとみられる。この申立人の加入手続が行われた時期は、第2回特例納付実施期間(同年1月から50年12月まで)中であることから、

申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付を利用して納付することは可能であった。

加えて、申立人は、集金人(国民年金推進員)と申立人の義母が、今なら、保険料を20歳まで遡って納付できると話していたことを聞いており、その後、申立期間全部の保険料を納付したと言ったのを覚えているとしており、その主張は具体的で不自然な点は見受けられないことから、前述のとおり、納付意識の高かった申立人の義母が申立期間の保険料を特例納付と過年度納付を利用して納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年7月まで
私の申立期間における標準報酬月額が、知らない間に引き下げられているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年8月6日）より後の7年2月6日付けで、5年2月1日に遡って15万円に引き下げられている。

また、A社では、申立人と同様に、当該引下げ処理が行われた同日付けで、同社の同僚17人（事業主を含む。）の標準報酬月額が、遡って8万円ないし22万円に引き下げられている。

しかし、当該事実について、A社の事業主（申立期間当時も事業主）は、「当時のことは分からない。」と回答しており、同社の同僚は、「当時の私の標準報酬月額は、ずっと同額だと思っていた。最近になって、遡及して引き下げられたことを知り驚いているが、当時のことはよく分からない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月1日から61年3月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年2月まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低額になっているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年4月から60年11月までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和61年2月については、申立人から提出された預金通帳によると、当該月の給与振込額は、60年11月の給料明細書で確認できる「差引支給額」を上回る金額であることが確認できることから、当該期間については、少なくとも同年11月の給料明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額（28万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和60年12月及び61年1月については、申立人は、給料明細書、預金通帳等の給与額及び保険料控除額を確認又は推認できる資料を所持していないものの、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の

標準報酬月額が同額であることから、当該期間についても、前後の期間の給料明細書及び預金通帳で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額（28万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人の昭和59年4月から61年2月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和57年1月から59年3月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係るA社は、平成4年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主と連絡が取れないため、申立人の当該期間における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社の複数の同僚は、「給与から控除されていた厚生年金保険料の額については、覚えていない。」と証言している上、いずれの同僚も、当時の給料明細書等の資料を所持していない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から59年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

A社B支店から同社本社に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間があるが、その間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された社員台帳及び同社からの回答により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和51年6月1日に同社B支店から同社本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案5206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月16日から同年10月1日まで

私は、A社B支店から同社C支店に異動し、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録、健康保険組合の記録、雇用保険の記録及び事業主からの回答により、申立人は、昭和48年3月19日から現在に至るまで同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和57年9月16日に異動したと記憶しているものの、雇用保険の記録によると、申立人が同年10月1日に異動（転出及び転入）した旨記録されていること、及びA社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の異動先（C支店）における資格取得日が同年10月1日とされていることから判断して、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年8月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し

た旨回答していることから、事業主が昭和57年9月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年10月から17年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から19年1月までは28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月から19年1月まで
ねんきん定期便の申立期間に係る標準報酬月額が、給料明細書の保険料控除額に比べ低い額で記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書により、申立人は、申立期間において、その主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年10月から17年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から19年1月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人から提出された給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月27日から同年4月1日まで
② 平成3年4月
③ 平成3年5月29日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社での記録が平成3年4月1日から同年5月29日までとなっている。しかし、職業安定所の紹介により、同年3月27日に就職し、同年5月31日まで勤務しており、給与から保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社から支給された給与より低い標準報酬月額とされているので、申立期間②について、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、平成3年5月分の給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立人は、平成3年5月末日まで勤務していたので、雇用保険や厚生年金保険の記録は、当社の届出誤りだと考えられる。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿における厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人から提出された雇用保険受給資格者証及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、平成3年3月分の給与から厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当時の事務手続については不明であるが、申立人の場合、月末近くの入社のため、雇用保険はすぐに加算させたが、厚生年金保険については翌月から加算させたものと考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月31日から5年7月1日まで
② 平成5年7月1日から6年5月1日まで

申立期間①については、A社に平成5年6月末まで勤務していたのに、半年ほど記録が無いことに納得できない。申立期間②については、同社とB社の間の記録が無いことから、申し立てた。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の複数の同僚は、「申立期間の給与額に変動は無く、厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成4年11月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、申立期間①当時の事業主も亡くなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、平成5年7月1日から同年9月23日までの期間及び6年2月28日から同年4月30日までの期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の元事業主及び元事務担当者は、「B社は、平成5年7月14日に厚生年金保険の適用事業所になったものの、A社からの経営権の移行に伴う事務の混乱から、一度に全従業員を厚生年金保険に加入させることができないため、順次加入させていた。被保険者資格取得の届出を行っていない従業員からは保険料を控除していなかった。」と証言している。

また、B社は、「申立期間②当時の厚生年金保険関係資料は全て廃棄したため、申立人のB社での厚生年金保険の適用状況については確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年6月は62万円、同年9月は56万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月から同年10月まで

給与に変動が無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が不当に下げられているので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、平成19年5月から同年8月までは18万円、同年9月及び同年10月は53万円とされている。

しかしながら、申立期間のうち、平成19年6月及び同年9月については、A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、62万円（最高等級）の標準報酬月額に見合う支給額（120万9,990円）を支給され、同年6月は62万円、同年9月は56万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において

確認できる保険料控除額から、平成19年6月は62万円、同年9月は56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料控除額の誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年5月については、A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、18万円の標準報酬月額に見合う支給額（18万2,387円）を支給され、62万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（4万5,390円）を事業主により、一旦給与から控除されていたものの、同年8月の給与において、同社が申立人に保険料の過剰控除分を還付したことにより、18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（1万3,177円）に修正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成19年7月、同年8月及び同年10月については、上記給料支払明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成19年5月、同年7月、同年8月及び同年10月については、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月1日から41年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を39年6月1日、資格喪失日に係る記録を41年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、39年6月から同年9月までは9,000円、同年10月から40年8月までは1万円、同年9月から同年12月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年1月5日まで

私は、昭和39年5月から41年1月4日までA事業所で勤務していた。当時の同僚には同事業所での厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者記録だけ無いのはおかしい。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が帰化手続の際に作成したとする履歴書(昭和45年9月23日作成)によると、申立人のA事業所の入社時期は39年5月と記載されている上、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたと記憶している同僚は、オンライン記録によると、40年4月1日に資格取得していることが確認できるところ、「申立人は、自分より前からA事業所に勤務しており、仕事を教えてもらった。その後、親会社のB社に転籍となった。」と証言していることから、申立人は、入社日の特定はできないものの、39年5月にA事業所に入社し、41年1月5日に親会社であるB社に転籍するまでA事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び当該同僚を含む複数の同僚が記憶しているA事業所の従業員数は、健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる当時の同事業所の被保険者数とおおむね一致していることから、同事業所では、ほぼ全ての従業員

について被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時に被保険者記録の確認できる者の大半が1日付けで資格取得している上、昭和40年4月1日に資格取得している上述の同僚は、「私は、中学を卒業した昭和40年3月にA事業所に入社した。」と証言していることから判断して、同事業所では、入社月の翌月の1日付けで被保険者資格を取得させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月1日から41年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代、同職種の同僚の記録から、昭和39年6月から同年9月までは9,000円、同年10月から40年8月までは1万円、同年9月から同年12月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年6月1日以前の期間については、申立人が同年5月からA事業所に勤務していたことは推認できるものの、上述のとおり、同事業所は入社月の翌月の1日付けで被保険者資格を取得させる取扱いであったことがうかがえることから、申立人についても、厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われていなかったものと考えられる。

また、A事業所は、既に廃業しており、申立期間当時の人事記録等を確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月10日から34年10月31日まで
脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で管理されている申立人の被保険者資格喪失日(昭和34年10月31日)の前後5年以内に資格喪失した女性8人(このうち、脱退手当金の受給資格者は2人)のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は皆無であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したB社における被保険者期間についてはその基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「B社は、大きな会社で、給料が良く、社会保険にも加入できると聞いて入った会社であり、そのとおりだったので、同社のことはよく覚えている。同社で勤務したことを忘れるはずがない。」と述べており、申立人が申立期間前の勤務期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の名前は、全て誤って記載されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されるものと考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 32 年 10 月 21 日まで

私は、脱退手当金の請求手続を行っておらず、脱退手当金を受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、合わせて5年近く勤めた2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）が管轄する複数の事業所の厚生年金保険被保険者のうち、オンライン記録により、申立期間当時、脱退手当金の支給記録を確認できた者にはおおむね「脱」の表示がされていることから、当該社会保険事務所では「脱」の表示をしていたものと考えられるところ、申立人には、その表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 11 日から 36 年 12 月 27 日まで
② 昭和 38 年 10 月 4 日から 39 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 7 日から 40 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 2 月 27 日から 41 年 9 月 21 日まで

私は、日本年金機構からの「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきを受け取って、A社退職後の昭和 42 年 3 月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び④と申立期間②及び③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、5回の被保険者期間のうち1回の期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間のうち2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、そのうちの一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 934 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月1日から同年8月31日まで
② 昭和27年2月10日から33年3月20日まで

被保険者記録照会回答票から、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約16か月後の昭和34年7月10日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月から17年1月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月から17年1月まで
② 平成17年3月

私は、A社の前後の期間の保険料の納付書が送付されてきたと思い、この納付書で保険料を納付したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失後である申立期間①及び②の国民年金加入手続については、いずれも覚えていないとしており、保険料を納付したとする時期及び金額についても詳しくは分からないとしているなど記憶は明確ではないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料については、送付されてきた納付書で納付したと思うとしているが、申立期間は基礎年金番号制度の導入(平成9年1月)後の時期であり、制度横断的な被保険者資格の管理が行われていたところ、オンライン記録によると、いずれの申立期間についても18年8月時点において加入勧奨が行われていたことが確認でき、この時点においても国民年金の加入手続が行われていなかったことがうかがえ、その後も申立期間の加入手続が行われた形跡はうかがえない。このことから、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間に係る納付書が発行され、申立人に対し送付されていたとは考え難く、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立期間前に当たる申立人の20歳到達時から平成16年8月までの期間(申立期間直前の同年9月及び同年10月は厚生年金保険被保険者期間)

については、国民年金加入期間とされており、当該期間は申立期間とは異なり、納付書が申立人に対し送付されていたと考えられること、及び当該国民年金加入期間の最終月であり、申立期間にも近接した同年8月の保険料が、申立期間後である18年9月に過年度納付されていることが確認できることから、納付書が送付されてきて保険料を納付したと思うとする申立人の主張は、この期間の保険料納付の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から49年10月まで

実家に遊びに行った時に、姉に国民年金に加入することを勧められ、昭和41年1月頃に、友人と一緒にA市B区役所に行き、国民年金に任意加入した。申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた同区役所の集金人に毎月100円を納付し、保険料を納付すると、印紙を貼ってもらったと記憶している。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年1月頃に、友人と一緒に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出控によると、友人については、国民年金手帳記号番号が40年11月頃に払い出され、41年1月7日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるものの、友人の記号番号の前後(176人)に払い出された記号番号の氏名欄に、申立人の氏名(申立人が申立期間当時使用していたとする別名を含む。)は見当たらないことから、友人と一緒に国民年金に任意加入したとは考え難い。

また、国民年金受付処理簿及び国民年金手帳払出控によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和49年10月頃であり、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃に初めて国民年金に加入したものとみられ、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、オンライン記録同様、申立人は同

年11月18日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が納付していたとする保険料の金額（1か月分100円）は、申立期間の一部の期間の保険料月額とは一致するものの、大半の期間の保険料月額とは乖離^{かいり}している上、申立人は保険料をA市B区役所の集金人に毎月納付したとしているが、当時、同市では、3か月ごとに保険料を集金していたことから、申立人の主張には不自然な点がみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年5月までの期間、同年9月、8年6月から同年11月までの期間、10年2月、同年3月、11年6月、同年10月、同年11月、12年1月から同年5月までの期間、同年9月、同年10月、13年7月、同年11月、14年2月、同年3月、16年2月、同年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成15年4月の重複して納付された国民年金保険料に係る還付金については、未納保険料に充当されているため、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から7年3月まで
② 平成7年4月及び同年5月
③ 平成7年9月
④ 平成8年6月から同年11月まで
⑤ 平成10年2月及び同年3月
⑥ 平成11年6月
⑦ 平成11年10月及び同年11月
⑧ 平成12年1月から同年5月まで
⑨ 平成12年9月及び同年10月
⑩ 平成13年7月
⑪ 平成13年11月
⑫ 平成14年2月及び同年3月
⑬ 平成15年4月
⑭ 平成16年2月
⑮ 平成16年4月及び同年5月

申立期間①については、ねんきん特別便では、第3号被保険者になっているが、A市又はB社会保険事務所(当時)から送付されてきた納付書により、国民年金保険料を納付していた。申立期間②から⑫までの期間、⑭及び⑮に

については、納付期限までに納付できなかったときは、後日督促の納付書により金融機関又は社会保険事務所（当時）で納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。申立期間⑬については、保険料を納付した領収書が2通あり、保険料を重複して納付しているので還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の保険料を送付されてきた納付書により納付したとしているが、申立人は、申立期間において第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行った覚えは無いとしていることから、第1号被保険者の種別変更手続を行っていない者に対して市又は社会保険事務所から納付書が送付されることは無く、申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録、A市の「国民年金に係る被保険者照会」及びB市が保管する「資格記録情報」を見ると、申立人は、いずれの記録においても申立期間①を含む昭和61年4月1日から平成7年3月までの期間は第3号被保険者とされており、第1号被保険者として資格取得したのは同年4月1日とされていることが確認できる。このことは、申立人の所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立期間の納付書が発行・送付されることは無いことから、申立人が申立期間①の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人から申立期間①に係る夫の確定申告書の写し及び預金通帳の写しが提出され、申立人は、これら資料に国民年金保険料を納付した記録があり、税理士もこのことを証明してくれるとしているところ、この税理士に聴取した結果、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成3年から17年分の国民年金保険料の納付額についての証明書が提出された。税理士からこの証明額の確認資料を聴取したところ、確定申告書、銀行通帳の記帳及び社会保険料振込用紙の受領印により確認したとしているものの、社会保険料振込用紙については、現時点では、保管されていないことから預金通帳の記帳により再確認したとしている。しかしながら、i) 申立人から提出された預金通帳を見ると、3年分については、同通帳に保険料額の記帳は無い上、申立人は、同年分については、保険料を納付していなかったかもしれないとしていること、及び5年分については、預金通帳合計額（10万2,600円）が証明額（9万1,100円）を上回っていること、ii) 6年分については、申立人から提出された夫の確定申告書には、保険料額の記載が無いこと、iii) 3年分及び4年分の証明額及び夫の確定申告書に記載されている保険料額は、当該年に納付済みとされている申立人の子供の保険料額と一致していることから、これら提出された資料からは申立人が申立期間①の保険料を納付したことを推認することはできない。

- 2 申立期間②から⑫までの期間、⑭及び⑮について、申立人は、申立期間②から⑫までの期間、⑭及び⑮の保険料については、社会保険事務所又は金融機関で納付したとしているところ、申立人は、当該期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしている上、税理士が記載した証明額を裏付ける資料が現存しておらず、これら証明額と納付期間について確認することもできないことから、当該期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。
- 3 申立期間⑬について、申立人は、申立期間⑬の保険料を平成17年4月26日と同年5月23日に納付した領収証書を所持していることから、保険料を重複納付したとして申立期間⑬の保険料の還付を主張しているところ、オンライン記録によると、申立人が主張するとおり、申立期間⑬の保険料は重複納付されているものの、この重複納付された保険料は、同年5月27日に当時未納とされていた16年1月の保険料に充当されていることが確認できる。このことから、重複納付された当該期間の保険料が還付されなかったものとみられる。
- 4 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①から⑫までの期間、⑭及び⑮の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑫までの期間、⑭及び⑮の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間⑬の重複して納付された国民年金保険料に係る還付金については、未納保険料に充当されているため、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から52年3月まで

婚姻(昭和57年11月)した時に両親から国民年金手帳を渡されたことから、私が20歳になった時に、両親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料も婚姻するまで納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月5日にA町で弟と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、この手続の際に資格取得日を遡って45年*月*日(20歳到達日)とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない上、手帳記号番号払出時期の翌月の53年7月からは第3回特例納付(実施期間:同年7月から55年6月まで)が実施されていたことから、申立期間の保険料を特例納付と過年度納付を利用して納付することは可能であったものの、i)申立人は、申立期間の保険料は両親が同町役場の窓口で納付したとしており、同町役場では、特例納付と過年度納付は取り扱っていなかったとしていること、ii)申立人は、両親から保険料を遡ってまとめて納付したと聞いたことは無いとしていること、iii)前述のとおり、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出された

弟も資格取得した49年1月から53年3月までの期間は未納とされていることから、両親が特例納付と過年度納付を利用して申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年12月、57年12月及び58年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月
② 昭和57年12月及び58年1月

ねんきん定期便では申立期間が未納とされているが、年金手帳の国民年金の記録を見ても分かるように申立期間の記録が書かれていることから、国民年金保険料を納付している。どのように納付したのか覚えていないが、保険料の納付漏れが無いよう納付してきたので、申立期間の保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続時期、手続場所等は覚えておらず、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についても覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間①（昭和56年12月29日資格取得、57年1月5日資格喪失）及び②（同年12月30日資格取得、58年2月14日資格喪失）の資格得喪の記録が平成12年8月7日に追加されていることが確認できる。このことは、A市の国民年金被保険者名簿（7年5月16日作成）の備考に記載された資格得喪を見ると、56年6月1日の国民年金被保険者資格喪失以後、62年12月21日の国民年金被保険者資格取得までの間に申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格取得日及び資格喪失日の記載が無い上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の3段目の同市B区で記載されたとみられる被保険者となった日の昭和62年12月21日から6段目までが削除されるとともに、7段目以降の欄に同市C区のゴム印が押さ

れ、申立期間①及び②に係る資格取得日及び資格喪失日が追加されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立期間①及び②が国民年金被保険者期間として記録が追加された平成12年8月7日時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から16年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から16年1月まで

私は、平成7年か8年頃、収監されていたA刑務所の刑務官から国民年金の申請免除制度の説明を受け、「①A刑務所に収監されているので国民年金保険料を納付できないこと、②出所できるのはいつか未定であること、③収監中の期間及び拘置所にいた平成6年7月より遡って免除申請したいということ、④在監証明書は出所後B市役所へ提出する。」ということに記載した手紙を同刑務所からB市役所に郵送した。これ1回だけの手紙であるが、私はこれで免除申請ができたものと考えていた。それにもかかわらず、申立期間が申請免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、収監中の平成7年か8年頃、国民年金の申請免除を依頼する手紙をB市役所へ1回だけ郵送したとしているところ、i) A刑務所では、国民年金の免除申請については、受刑者が個別に住民登録されている市町村役場に直接手続を行っているが、申立人が同市又はほかの市町村役場へ文書を発信した記録は無いとしている上、申立人も同市から申請免除承認通知書又は申請免除却下通知書の受領については覚えていないとしていること、ii) 公簿によれば、申立人が申立期間において同市で住民登録されていたのは、13年12月10日以降であり、申立人が同市に手紙を出したと主張する時期において申立人が住民登録されていたのはC市(7年4月11日から13年12月10日まで)とされていることから、申立人の申立期間に係る免除申請手続状況の記憶は曖昧である。

また、制度上、申請免除とされるには免除申請手続を毎年行うことが必要である上、平成17年3月までは免除承認期間は、申請の前月からとされており、

免除申請時時点で年度を遡って免除承認されないことから、申立人が7年か8年頃申請免除をB市に1回手紙で依頼したことにより、申立期間である6年7月から16年1月まで保険料が申請免除とされていたとする主張は合理的ではない。

さらに、オンライン記録では申立期間は未納とされているほか、申立期間において住民登録され、年金記録が保管されているC市及びB市では、申立人の申立期間における国民年金加入記録は存在しないとしており、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されたことを示す関連資料(日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、平成3年4月頃に国民年金の加入手続を行い、その際に当時学生であったため、所得が無かったことから免除申請を行い、申立期間については国民年金保険料が免除になったはずである。申立期間が免除であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃に国民年金加入手続と併せて免除申請を行い、申立期間については国民年金保険料が免除になったはずであるとしているところ、申立人は、国民年金の加入手続、免除申請手続を行った場所、加入手続後に交付される年金手帳、申請免除が認められた場合に交付される免除承認通知書の受領の有無等については覚えていないとしている上、免除申請は毎年度行うこととされていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び免除申請手続状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間当時、申立人が居住していたA市B区においても、申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料の免除申請を行うことはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2722 (事案 1757 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年3月まで

平成21年10月に申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないとの通知を受けた。新たに納付したことを示す資料等はないが、当初に申し立てたとおり、昭和63年度の保険料は免除になっており、申立期間については、特に何の通知も連絡も無かったため同年度と同様に免除になっていると信じていたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除に関する通知は無く、免除申請の手続は行わなかったが、申立期間の直前の昭和63年度から引き続き、免除されていたものとしているが、i) 国民年金保険料の免除は、毎年度、加入者からの申請に基づき承認されるものであり、申立人が居住するA市でも、当時、翌年度に免除申請手続が無いまま、前年度から継続して免除する運用は行っていなかったとしていること、ii) 同市では、国民年金保険料の申請免除者に対しては、翌年度に免除勧奨状を送付していたとしており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿には、「申免ハガキ送付」の記載があることから、その送付が、申立人が申請免除とされた同年度の翌年度にされたものとみられ、免除に関する通知が無かったとする申立人の記憶と相違すること、iii) 平成2年度以降は、前年度が申請免除とされていなかったことから、免除勧奨状が送付されなかったとしても不自然ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立人の主張内容は、前回の主張内容と変わらず、昭和63年度の保

険料は免除になっており、申立期間については、特に何の通知も連絡も無かったため同年度と同様に免除になっていると信じていたにもかかわらず、未納とされていることは納得できないと主張するのみであり、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5211（事案974の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月21日から36年7月21日まで
② 昭和36年9月11日から同年9月30日まで
③ 昭和37年6月15日から40年2月26日まで
④ 昭和40年3月31日から41年8月26日まで

前回の申立てについて、平成21年2月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間①については、請求した記憶は無く、脱退手当金が支給決定されたとする昭和36年12月はA県の実家にいたので受け取っていない。私が請求をして受給したとするなら、脱退手当金裁定請求書などの資料を見せてほしい。

また、申立期間②、③及び④については脱退手当金裁定請求書に記載されている事柄についての疑問（B社に勤務した記憶が無いこと、婚姻後であるにもかかわらず旧姓で請求されていること、事業所が年代順に記載されておらず加筆された跡があること、隔地払と押印されているがどこで支払われたのか分からないこと。）についての回答が無く、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給していることを意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月28日に支給決定されているなど事務処理に不自然さはうかがえず、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既

に当委員会の決定に基づき、平成21年2月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の申立てと同様に、「C社を退職した後にA県の実家に戻っており、脱退手当金の支給決定日には同県にいたので、脱退手当金を受給していない。脱退手当金を受給したとするのであれば、脱退手当金裁定請求書などの資料を見せてほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、C社を管轄するD年金事務所は、昭和44年3月以前の脱退手当金支給決定に係る脱退手当金裁定請求書等の関係書類を保存しておらず、申立人に対して脱退手当金が支払われたことを確認できる資料は無いが、上述のとおり、事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が主張するとおり、脱退手当金支給決定日当時に、申立人がA県の実家に戻っていたとしても、脱退手当金の隔地払制度により、同県で受給することもできることから、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情であると認めることはできない。

申立期間②、③及び④について、申立人は、昭和42年1月12日から44年10月16日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記憶があること、申立人の脱退手当金裁定請求書には、E事業所の源泉徴収票が添付されていること、申立人は、B社に勤務した記憶が無いと主張しているが、同社、F社、G社及びE事業所は同じ被保険者記号番号で管理され、4事業所分を一括して脱退手当金が請求され、46年11月26日に支給決定されていること、申立期間②、③及び④と申立人が受給した記憶のある同事業所の厚生年金保険被保険者期間とを合わせた期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いこと、申立人から聴取しても、同事業所の厚生年金保険被保険者期間以外に脱退手当金を受給していないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の申立てに対する通知文では、疑問（B社に勤務した記憶が無いこと、婚姻後であるにもかかわらず旧姓で請求されていること、事業所が年代順に記載されておらず加筆された跡があること、隔地払と押印されているがどこで支払われたのか分からないこと。）について触れられていないことから納得できないと主張し、再度申立てを行っている。

しかし、B社に勤務した記憶が無いことについては、同社、F社、G社及びE事業所は同じ厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、当該被保険者記号番号は、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、B社で申立人に対して払い出されたことが確認できることから、申立人が同社に勤務していなかったとは考え難い。

また、婚姻後であるにもかかわらず旧姓で請求されていることについては、

当時、戸籍抄本等の添付は必須ではなかったことから、脱退手当金の請求時に氏名変更の届出を行っていなければ、旧姓での請求が可能であったところ、B社、F社、G社及びE事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿はいずれも氏名変更された形跡が無い上、脱退手当金裁定請求書には、申立人の旧姓が記載され、旧姓の印鑑が押されているとともに、住所欄には、婚姻後の住所地と夫（氏名）方と記載されていることから、旧姓による事務処理がなされていたものと認められ、不自然さは無い。

さらに、脱退手当金裁定請求書に記載されている事業所が年代順になっていないことについては、当初、B社及びE事業所の2社のみが記載されていたものの、社会保険庁（当時）における確認作業の際に、同一の厚生年金保険被保険者記号番号であったF社及びG社が見付かったことから、後から裁定請求書に追記されたものと考えられ、不自然さは無い。

加えて、隔地払と押印されているがどこで支払われたのか分からないとすることについては、脱退手当金裁定伺の欄外に、「H市」と記載されており、裁定請求書に記載されている当時の申立人の住所地付近の金融機関に送金されたことがうかがえる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 1 日から 40 年 4 月 19 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 9 月 15 日まで
③ 昭和 41 年 7 月 25 日から 44 年 3 月 1 日まで

申立期間①から③までについて、夫と一緒にA事業所に勤務していたにもかかわらず、私の年金記録は、夫の記録よりも短いことが分かった。

しかし、私は、夫と同じ期間、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

全ての申立期間について、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚（申立人の夫）は、「妻は、申立期間において、A事業所に勤務していたと思う。同事業所は自宅の近所にあり、二人で歩いて通勤していた。」と証言する一方で、「申立人がA事業所に入社した時期や勤務期間については、40年も前のことなので、はっきりとは覚えていない。」とも証言しており、申立人の同事業所における勤務期間が特定できない。

また、A事業所は、昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が、当時、同事業所の事業主だったとして名前を挙げている者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間①、②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者記録によると、申立人は、当該期間の一部を含む昭和 34 年 4 月 21 日から 40 年 1 月 26 日までの期間については、A事業所とは別のB社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、オンライン記録によると、この同社における被保険者期間については、脱退手当金が支給された期間とされていることが確認でき

る。

また、当該期間において、申立人が記憶しているA事業所の同僚二人のうち、一人は既に死亡し、残りの一人は、連絡先が不明であることから、当該期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

申立期間②について、申立人は、当該期間についても上記同僚二人の名前を挙げているが、上記の理由により、当該期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、当該期間において、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA事業所における被保険者資格の取得日は、いずれも昭和40年9月15日と記録されており、オンライン記録の取得日とも一致していることが確認できるとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出日は、同年9月22日であることが確認できる。

申立期間③について、A事業所の複数の同僚は、「申立人の夫のことは覚えているが、申立人については覚えていない。」、「申立人のことは分からない。」と証言していることから、申立人の当該期間の勤務実態等について確認できない。

また、当該期間当時の申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、扶養開始（終了）日については確認できないものの、申立人の氏名が当該原票の被扶養者欄に記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から47年11月20日まで

私は、A社B支店で働いていたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社B支店の事業責任者が覚えていた当時の事務担当者が、「申立人は、営業担当の正社員であった。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社同支店で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、A社及び同社B支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社は、既に解散しており、当時の事業主も、既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社B支店の事業責任者は、「私は昭和46年4月から48年半ばまでB支店の事業に携わっていたが、同支店が厚生年金保険の適用事業所であったことは無い。」と証言している。

加えて、A社B支店の経理担当者は、「私は入社当初、A社本社の社会保険に加入するものと思っていたが、後になって同社は社会保険に入っていない会社であることが分かった。」と証言しており、オンライン記録によれば、上記の事業責任者、経理担当者及び事務担当者は、いずれも同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5219（事案3800の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月23日から24年3月8日まで

申立期間当時、厚生年金保険は、手書きによる名簿などにより記録が管理されていたことから、A社B支店に係る記録の記載に、誤りが無いとも言い切れないため、前回の決定について納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できた複数の同僚に照会したところ、申立人の名前を覚えている者はいるものの、申立人の申立期間の勤務実態及びA社B支店における勤務期間を特定できる証言は得られなかったこと、ii) 同社同支店は、昭和37年10月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の当該事業所における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、iii) 申立人が申立期間に同社で勤務したか否かについて、申立人の妻の証言が曖昧であることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人の妻は、i) 厚生年金保険被保険者名簿などの紙台帳に記載誤りが無いとは言えないこと、ii) 新たな資料及び情報の提供を行えないことについて、申立人が既に死亡していることが考慮されるべきであることを主張し、再度申し立てているが、当該主張のみでは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。同僚においても厚生年金保険に加入しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元経理責任者は、「期間は定かでないが、試用期間を設けていたと思う。」と証言している上、申立人のことを記憶している同僚の一人は、「自分の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致しておらず、1年ぐらいズレがある。」と証言している。

また、申立人が、高校卒業後の昭和 30 年 4 月に同期入社したとして名前を挙げている同僚についても、オンライン記録により、A社での被保険者資格取得日は 31 年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の関係書類は、保存期間経過のため、全て廃棄済みである。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務期間及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5221（事案4183の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から52年7月まで

私が勤務したA社及びB社について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年8月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、A社については、勤務時期を間違えていたようなので、申立期間を変更して、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立てについては、同社の現在の事務担当者は、「社員は全員、雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険は3か月ほど様子を見てから資格を取得させていた。1年も勤務していれば、厚生年金保険にも加入させていたはずだ。」と証言しているところ、申立人は、同社における雇用保険の記録が確認できないこと、申立人が当初に申し立てた申立期間（昭和58年9月5日から59年9月1日まで）については、国民年金の法定免除期間、保険料未納期間などと記録されているところ、申立人は、「昭和59年2月9日までの1年間は生活保護を受けていた。」と述べていること、申立人が同社を退職する直接の原因となったとする交通事故（59年8月）について、同社は、「昭和59年8月の事故報告は無い。」と回答していること、申立人が当時の同社の会長として名前を挙げているC氏について、同社は、「C氏は昭和58年*月に亡くなっており、記憶違いではないか。」と回答していること、申立期間当時に在職していた複数の同僚は、「申立人のことは知らない。」と証言しており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「C氏の死亡時期が間違っているのではないか。交通事故の時期も記憶違いかも知れない。」として、申立期間を変更（当初の「昭和58年9月5日から59年9月1日まで」から「昭和50年5月から52年7月まで」に変更）して、再度調査するよう申し立てており、今回、追加調査した同僚の証言から判断して、期間は定かでないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、再度、事情を聴取したA社の事務担当者は、「救急車を呼ぶような人身事故の記録だけは昭和40年代のものから保管しているが、申立人が言うような事故の記録は見当たらない。ただし、死傷者が出ていない事故は、救急車を呼んだ事故でも、記録を処分したことが、記録が残っていない理由かもしれない。また、申立期間当時は、本人が希望しない場合は、無理には保険に入れていなかったようだ。あるいは、申立人の勤務期間が、極めて短期だったのではないか。」と証言している。

また、今回の調査で新たに所在が判明した申立期間当時の事務担当者は、「私は申立期間よりかなり前からA社に勤務していたが、申立人のことは覚えていないし、申立人が主張するような交通事故の記憶も無い。また、入社して長く勤務する意思表示をした者は、社会保険全ての加入手続をとっていた。2年も在職していたら保険に入れていたし、会社に何らかの記録が残っているはずだ。同社は、勤務中に交通事故を起こしても、それを理由に社員を辞めさせるようなことはしなかった。」と証言している。

さらに、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者19人に文書照会したところ、回答があった15人のうち、11人は、「申立人を知らない。」と証言している上、申立人が1年間同じ車に乗って勤務したとして名前（名字の一字のみ）を挙げている同僚と同じ文字が入った名字の同僚の1人は、「申立人と一緒に勤務したことは無い。」と証言しており、同じ文字が入った名字の別の同僚は、申立期間において同社での被保険者記録は確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月30日から30年5月16日まで
私は、昭和26年6月26日から30年5月15日までA事業所に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が事業主であるB社に勤務する直前までA事業所に勤務しており、申立期間の被保険者記録が無いのはおかしいと主張している。

しかし、申立人が記憶している複数の同僚のうち1人（資格喪失日は昭和27年9月30日）は、「申立人は、私が退職した昭和27年9月より前に退職した記憶がある。」と証言しているとともに、別の同僚も、申立人が上述の同僚より早く退職した旨証言している。

また、申立人が記憶している同僚のほか、申立期間当時にA事業所の被保険者資格を取得している3人の同僚に確認したが、いずれも申立人を記憶していない上、当該3人のうち、昭和27年4月に被保険者資格を取得している同僚は、「私が入社した時には、申立人はいなかった。」と証言している。

さらに、A事業所は、「申立期間に係る関連資料は無く、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している上、当時の事業主も既に他界しており、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から 11 年 6 月まで

私が A 事業所に勤務していた期間のうち、平成 9 年 4 月から 11 年 6 月までの厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が、賃金支給明細に記載されている給与支給額に比べて低く記録されている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賃金支給明細に記載された給与支給額によると、申立人が主張するとおり、当該給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賃金支給明細に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額（19 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（19 万円）と一致していることが確認できる。

また、A 事業所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の算定方法について、「申立期間当時は、通勤費用は旅費等と同じ費用弁償として取り扱っていたので、標準報酬月額の算定の基礎としていなかった。」と回答しているところ、当該賃金支給明細によると、通勤費用を除いた給与支給額で標準報酬月額の算出が行われていたことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 10 日から 35 年 2 月 1 日まで
私は、脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、脱退手当金の受給資格者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和35年2月1日）の前後5年間に資格喪失している女性17人（申立人を除く。）のうち、13人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、「会社に頼めば、代わりに脱退手当金の請求手続をしてもらえた。」との同僚の証言があることを踏まえると、資格喪失日から約7か月後の同年9月6日に支給決定された申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録には、申立人に脱退手当金が支給されていることを示す「脱」表示が記されているほか、前述の脱退手当金の支給記録が確認できる13人全員についても「脱」表示の記載が確認できる。

さらに、申立人に脱退手当金が支給された当時は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月20日から47年11月26日まで

私は、申立期間についてA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の記録は、脱退手当金を受給したことになっている。しかし、私は受給した覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、上記脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺によると、当該請求書は昭和48年7月7日に受理され、同年7月13日に支払を行ったことが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。